

都市自治体の文化芸術と公民連携

大杉 覚 (首都大学東京 法学部 教授)

1. なぜ「都市自治体の文化芸術と公民連携」か？

(1) 研究会の前提 (仮説?)

- 市民福祉の向上にとって文化芸術は不可欠な公共サービス
- 都市自治体による持続可能な取組みの確保が必要
- その方策 (ツール) として公民連携が有効かつ不可欠

(2) 「都市自治体の文化芸術」の現状と課題

- プライオリティの低さ (タテマエとホンネ)
- 行政リソースの制約・欠乏
- 「赤字体質」
- 「負の遺産」化した関連施設
- 多様な文化芸術の受容と地域づくりとの結びつき (創造都市論の影響)
- 文化芸術分野への新たな要請: 他分野との連携・交流 (同上)

(3) ガバナンス変革による成果の「見える」化と (「奇跡」を「現実」にする) 公民連携は可能か？

2. 都市自治体における「文化行政」の展開

(1) 「文化行政」と「行政の文化化」

- (忘れられた?) 「文化」行政の特質
- 自治体による「自己革新運動」としての「行政の文化化」
- 「地方の時代」、地方分権の主導理念へ

(2) ハコモノ行政としての文化行政

- 国の開発計画 (1962 年全総、1969 年新全総、1977 年三全総など) と国土政策によるハコモノ整備
- 「公の施設」(1963 年地方自治法改正) と補助金制度整備 (1967 年公立文化施設整備補助金制度創設)、地総債 (1978 年～2001 年)

(3) 文化芸術「振興」から「活用」へ

- パブリック・アートへの注目と脱ハコモノの文化芸術振興
- 国等の施策の展開
 - ・ 2020年オリパラ開催に向けた文化プログラム
 - ・ 地方創生における文化事業へのサポート
 - ・ 『文化経済戦略』（内閣官房（文化経済戦略特別チーム）・文化庁、2017.12.27）
 - ・ 2017.6 文化芸術基本法施行（←文化芸術振興基本法改正）

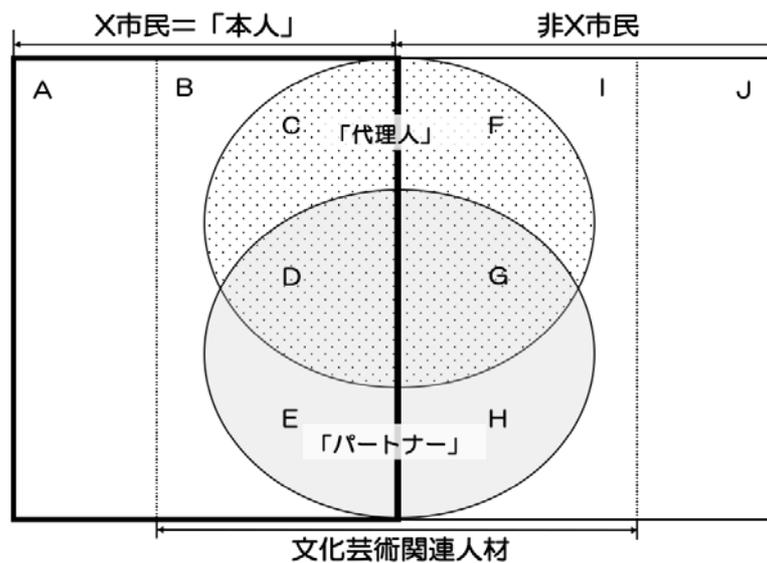
3. ガバナンス変革のツールとしての公民連携

(1) 基本的なフレーム

- ガバナンスのタイプ
 - ・ 「信託と統制」と公民連携（エージェントとしての民）
 - ・ 「新しい公共」と公民連携（パートナーとしての民）
- 戦略のタイプ
 - ・ 入口論（＝現状再点検）のツールとしての公民連携
 - ・ 出口論（＝政策創発）のツールとしての公民連携

(2) 文化芸術ガバナンスとアクター（＝関係人口づくり）

- ファン獲得／ステークホルダー拡充／シティ・プロモーションなど



(3) 事例：可児市文化創造センター（ala）の取組みからのサジェスション

- 社会的投資概念と社会的投資収益率による文化芸術の「見える化」